

スポーツ用品等販売事業実施要領（自主事業①）

1 使用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日

指定管理者の指定取消し等となった場合は、当該許可についても解除します。

2 対象物件

(1) 場 所：金岡公園体育館 2 階の一部

（別紙 スポーツ用品等販売事業実施範囲参照）

使用面積 3 m²以内

(2) 使用用途：スポーツ用品等販売事業

(3) 使用料（年額）

1,000 円/m²（税込）

実使用面積の合計（小数点第 3 位以下切り捨て）に 1,000 円を乗じた額（ただし、条例等の改正により、面積単価の改正がある場合があります。）。

使用料（年額）については、本市（公園監理課）の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに納入してください。

(4) 経費負担

①光熱水費

事業を実施する場合は、個別メーターを設置し光熱水費を指定管理業務経費とは別に管理してください。また、指定管理料の積算には当該光熱水費を含むことができませんので、あらかじめ見込まれる光熱水費を自主事業収支計画書に計上してください。なお、事業を実施する際の電気料金は、専用メーターにて計測した使用量により計算した額を本市（公園監理課）の指定する期限までに全額納入してください。また、個別メーターの設置及び維持管理に係る一切の費用は、指定管理者の負担とします。

②施設運営経費

許可部分の清掃、ごみ処理等、許可部分の維持管理に伴う経費及びその他事業運営に係る経費は、指定管理者の自主事業による負担となります。

③その他

営業のために必要な手続きに要する一切の費用は、指定管理者の負担とします。

(5) 使用条件

①施設利用者が施設利用に必要なスポーツ用品（一部食品・清涼飲料水可（密封されたものに限る））を購入できるようにすることが目的です。したがって施設利用に直接関係のない物品及び食品等の販売は認めません。

②営業時間は、体育館の開館時間内で、自由に提案してください。

③販売物品の搬入、陳列等を行う場合は、利用者の活動に支障のないように行って

ください。

④事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合には、すべて自主事業を行う指定管理者の責任と負担において対処するとともに、直ちに本市に報告することとします。

⑤専用メーターは、計量法第 16 条の規定により「検定」を受け、かつ検定証印または基準適合証印の「有効期間内」のものを使用することとします。

(6) 原状回復

許可期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、自らの費用で、本市の指定する期日までに許可物件を速やかに原状に回復してください。

(7) 損害賠償

自主事業を行う指定管理者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部または一部を滅失、または毀損したときは、当該滅失または毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはなりません。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

また、許可書及び本実施要領に定める事項を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはなりません。